

【津山市公共施設等の利活用に関する民間提案制度】

～ 公民連携 (PPP) による津山市の未来を変える新しい制度 ～

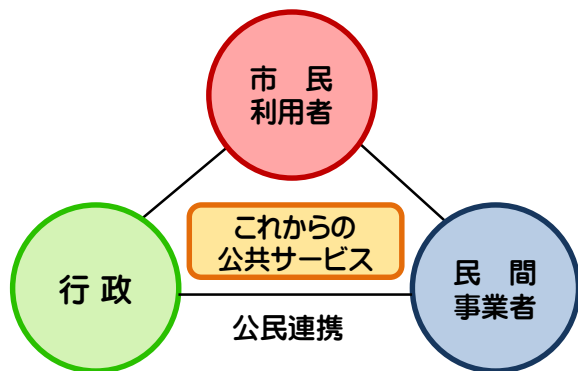
制度の概要

これまで 行政が設置、運営してきた公共施設等は採算性は重要視されず、施設管理・運営には公費を投入することが前提。

→ 厳しい財政状況・公共サービスの硬直化

これから 公共サービスの市民ニーズを的確に捉えたいうえ、行政と民間事業者が連携して、持続可能な行政運営を実現。

→ 民間ノウハウの活用・自由度の高い公共サービス



民間提案制度とは

津山市が保有する公共施設等において更なる利活用を図るため、民間事業者ならではの独創的な提案を求め、津山市の施策や公共施設等の運営及びマネジメントに大きく貢献する提案を選定し、民間事業者と津山市との間で、対話と協議を経たのち、事業化を図るものです。

いただいた提案内容を知的財産として取り扱い、その情報及び内容を保護した上で、提案をいただいた事業者と随意契約をすることを前提とするものです。

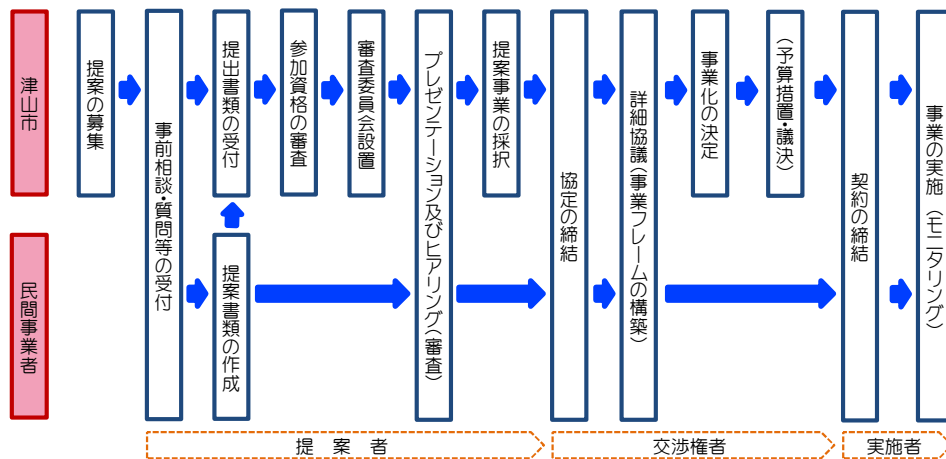
提案内容の要件

民間活力の導入により大幅に公共サービスの向上するもの、公共施設マネジメントに貢献するものなら自由な提案が可能です！

一部対象外となる提案はありますが、独創的なアイデアやノウハウを自由に提案いただけます。

○詳しくは運用指針をご覧ください。また、提案内容等については別途公表する募集要項に記載します。

制度実施のフロー



※提案の募集には「対象施設」と幅広く提案を受け付ける「自由提案枠」を設ける予定です。

お問い合わせ

津山市財政部財産活用課

電話:0868-32-2122

メール:zaisan@city.tsuyama.lg.jp

詳しくは本市の公式ウェブサイトをご確認ください。

津山市 民間提案制度

検索